

～制度調査部情報～

2007年7月18日 全3頁

金融商品の新開示指針案、公表へ

制度調査部
吉井 一洋

時価評価の範囲拡大、開示情報を拡充

【要約】

- 2007（平成19）年7月13日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針案」を公表することを決定した。
- 適用指針案では、時価評価の対象となる有価証券の範囲を拡大している他、時価情報の開示の対象となる金融商品の範囲の拡大、定性的情報の開示の充実などが盛り込まれている。
- ASBJでは、9月初旬までコメントを募集し、さらに検討を重ねて最終的な適用指針を決定し、2009（平成21）年度から適用を開始する予定である。

1. 適用指針案の公表を議決

- ◎ASBJ（企業会計基準委員会）は、2007（平成19）年7月13日、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針案」（以下「適用指針案」）を公表することを決定した。
- ◎わが国では、金融商品の時価等の開示について、時価のある有価証券、ヘッジ目的以外のデリバティブを対象を限定している。これに対して、IFRS（国際財務報告基準）や米国の会計基準では、金融商品について特に対象を限定せず、幅広く時価等の開示を求めている。
- ◎この金融商品の時価等の開示に関しては、IASB（国際会計基準審議会）との短期的なコンバージェンス項目となっており、2008年までに開示内容の見直しが求められていた。
- ◎ASBJではこれを受け、金融商品専門委員会で検討を重ね、今回、本委員会で、適用指針案の公表を決定するに至った。ASBJは、適用指針案に対するコメントを9月初旬まで募集した後、さらに検討を重ね、最終的な適用指針を設定する。新しい適用指針は、2009（平成21）年4月1日以後開始する事業年度から適用を義務付ける予定である。
- ◎上記の改正にあわせ、日本公認会計士協会（JICPA）の「金融商品会計に関する実務指針」や「金融商品会計に関するQ&A」についても、改正が行われる予定である。
- ◎以下、次ページ以降で改正の概要を紹介する。詳細なレポートは、今後、正式な適用指針案が公表された後に、作成していく。



2. 金融商品の開示の拡充

(1) 適用指針案の概要

◎適用指針案の概要は次のとおりである。

i. 適用範囲：すべての金融商品。リース債権・リース債務も含む。

ii. 定性的情報

：すべての金融商品について定性的情報「金融商品の状況に関する事項」の開示を求める。開示項目は次のとおりである。

- ①金融商品に対する取組方針
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- ④金融商品の時価等に関する事項の補足説明

iii. 時価等の情報

①原則、貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、時価、及びその差額を開示する。時価については算定方法も記載する。さらに、下記の②～⑥も開示する。

②有価証券については、保有目的ごとに貸借対照表計上額、時価、取得原価、売却額、売却損益等を開示する。

③デリバティブについては、対象物の種類（通貨、金利、株式、債券、商品等）ごとに、ヘッジ目的とそれ以外に区分して、契約額、時価、評価損益等を開示する。

④金銭債権、満期がある有価証券（売買目的のものを除く）について、償還予定額の合計額を一定の期間ごとに区分して開示する。

⑤社債、長期借入金、リース債務、その他の有利子負債について、返済予定額の合計額を一定の期間ごとに区分して開示する。

⑥金銭債務については、時価等として、例えば次の方法により算定した金額等を開示する。さらに算定方法等を補足情報として記載する

- ・約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金銭債務の金額
- 又は
- ・無リスク利子率で割り引いた金銭債務の金額

◎「時価を把握することが極めて困難と認められる」金融商品については、時価等の開示は求められない。その代わり、その旨と、金融商品の概要、貸借対照表計上額の開示が求められる。

◎金融商品のリスクに関する定量的情報、例えばVAR（バリュー・アット・リスク）やストレステストの結果等、の開示は適用指針案では義務付けていない。しかし、このような情報開示が必要か否かについて、コメントを求める予定である。（コメントの募集項目として前文に記載）。

(2) 適用指針案のポイント

◎適用指針案のポイントを要約すると、次のとおりである。

■有価証券の時価評価の範囲を拡大

◎現行の金融商品会計基準では、「市場価格の無い」有価証券は時価評価の対象から除外されている（JICPAの実務指針では、「時価のないもの」を時価評価の対象から除外している）。これを受けて、財務諸表等の注記における時価の開示についても、「市場価格の無い」有価証券を時価情報の開示対象から除外している。

◎適用指針案では時価評価や時価の開示から除外される有価証券の範囲を、「市場価格の無い」有価証券ではなく、「時価を把握することが極めて困難と認められる」有価証券に限定している。

◎これにより、現在は時価評価及び時価の開示の対象から除外されている有価証券（一部の私募債など）も、時価評価及び時価の開示対象に加わるものが出てくる。具体的にどのようなものが時価評

価及び時価の開示対象に加わるかについては、JICPAの適用指針やQ&Aの見直しにより明らかにされていくものと思われる。

■**売掛金・受取手形、貸付金、借入金、自社発行社債の時価を開示**

◎現行の会計基準では売掛金・受取手形、貸付金、借入金、自社発行社債は時価評価の対象外である。この点について変更は無い。

◎ただし、注記における時価の開示は求めていく。どのような時価を開示するかは、公開草案の開示例で例示されている。

■**ヘッジ目的のデリバティブの時価等も開示**

◎現在、デリバティブについては、ヘッジ目的以外のものに限り、定量的情報（契約額、時価、評価損益等）の開示を求めている。適用指針案では、ヘッジ目的のデリバティブについても同様の定量的情報の開示を求めることとしている。

■**定性的情報の拡充**

◎現在は、デリバティブについてのみ「取引の状況に関する事項」として定性的情報の開示を求めている。これをデリバティブ以外の金融商品にも拡張し、金融商品全般について、開示を求めていく。

■**リスク量の開示は義務付けず**

◎IFRSでは、VARやストレス・テストの結果など、リスクの定量的な情報の開示を義務付けている。

◎しかし、今回の公開草案では、製造業においてはこれらの情報開示のニーズが乏しい、監査の対応が困難※などの理由で、上記の項目の開示は、義務付けていない。

※財務諸表等の注記として開示すると監査が必要となるので、それ以外の監査対象外の項目として記載してはどうかとの意見もある。

(3) 適用開始時期

◎適用指針案では、2009（平成21）年4月1日以後開始する事業年度から新しい情報開示を義務付けることとしている。ただし、2009（平成21）年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も認められる。